

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 旅客自動車運送事業（第三条—第四十三条）
 - 第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進
 - 第一節 旅客自動車運送適正化事業実施機関による旅客自動車運送の適正化（第四十三条の二—第四十三条の八）
 - 第二節 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則（第四十三条の九—第四十三条の二十二）
 - 第二章の三 指定試験機関（第四十四条—第四十五条の十二）
- 第三章 貨物自動車運送事業（第四十六条）
- 第四章 自動車道及び自動車道事業（第四十七条—第七十七条）
- 第五章 自家用自動車の使用（第七十八条—第八十一条）
- 第六章 雑則（第八十二条—第九十五条の五）
- 第七章 罰則（第九十六条—第一百五条）
- 附則

第二章 旅客自動車運送事業

（禁止行為）

第二十条 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調つた場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。